

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

| | | | | |
|-------------|--------------------------------|---------|------------|--------|
| 会議年月日 | 令和4年10月7日(金) | | | |
| 会議時間 | 開会 | 午後1時28分 | 閉会 | 午後3時4分 |
| 場 所 | 全員協議会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 永澤 由利 | | 副委員長 千葉 信吉 | |
| | 委員 岩 渕 優 | | 委員 那 須 勇 | |
| | 委員 佐藤 真由美 | | 委員 菅 原 行 奈 | |
| | 委員 門 馬 功 | | 委員 猪 股 晃 | |
| | 委員 千葉 大作 | | | |
| 遅 刻 | 遅 刻 なし | | | |
| 早 退 | 早 退 なし | | | |
| 欠席委員 | 欠 席 なし | | | |
| 事務局職員 | 栃澤議事係長 | | | |
| 紹介議員 | なし | | | |
| 出席説明員 | 小菅教育長、及川教育部長、氏家骨寺荘園室長、岩渕骨寺荘園係長 | | | |
| 参考人 | なし | | | |
| 本日の会議に付した事件 | 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について | | | |
| 議事の経過 | 別紙のとおり | | | |

教育民生常任委員会記録

令和4年10月7日

(午後1時28分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより、本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から教育長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通じて、教育長の出席を求めることといたします。

休憩します。

(休憩 13:29~13:29)

委員長 : 再開します。

それでは、所管事務調査を行います。

初めに、骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

小菅教育長。

教育長 : 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録についてはこの間、進めてきたわけですが、今日はこれまでの経緯とそれから現在の進捗状況について、そして基本的には今年度をめどに岩手県と2市1町で推薦書を文化庁へ提出する予定で進めてまいりましたので、その部分も含めて説明できればと考えております。

骨寺荘園室長から詳しく説明させていただきます。

委員長 : 骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長 : それでは私から、骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録の現在の状況についてというところで概要を説明させていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

1、世界遺産拡張登録に係る主な経緯でございます。

平成 15 年に「平泉の文化遺産」の推薦資産に骨寺村荘園遺跡が追加されました。

この追加には、平泉の関連資産として骨寺村荘園遺跡を入れなければ、平泉の世界遺産登録が難しくなると、主に国ですが、それから岩手県などからの強い要請がありまして、地元ではこれに協力し、世界遺産登録に向けて取組にかじを切った経緯がございました。

こちらの経緯などにつきましては、補足資料のほうの平成 15 年のところに書いてございます。

続いて平成 18 年に推薦書がユネスコ世界遺産センターのほうに提出されました。

資産名は「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観」ということとございました。

こちらは補足資料にありますとおり、その当時の推薦資産は、中尊寺、毛越寺、無量光院跡、柳之御所遺跡、金鶏山、長者ヶ原廃寺跡、白鳥館遺跡、達谷窟、そして骨寺村荘園でございました。

ただ、平成 20 年に開催された世界遺産委員会では登録延期とされました。

こちらは証明不十分・構成資産を整理とされたものでございました。

続いて平成 21 年のほうを御覧ください。

このときに、平泉の世界遺産登録再推薦に向けて、第 2 回「平泉の文化遺産」国際専門家会議・第 5 回推薦書作成委員会が開催されました。

海外から専門家を招聘してのものでございました。

平泉の文化遺産を世界遺産登録するためには、価値証明が明らかな中尊寺、毛越寺、無量光院跡、金鶏山、柳之御所遺跡を推薦し、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、達谷窟の 4 資産は調査研究成果、整理ができた段階で、拡張登録することが適当であるというような提言が示されたところでございます。

こちら、補足説明資料で言いますと、1 ページ目の下のところがその状況でございます。

これを受けて文化庁の担当部長、岩手県の教育長が、奥州市長、一関市長、平泉町長と対応について協議しております。

文化庁の担当部長からは、国、県、市町と一体となって追加登録を目指す取組を続けて進めなければいけない。

平泉の文化遺産が世界遺産登録後、調査研究の進捗状況を見定めて、できるだけ速やかに他の資産についても拡張登録に向けて進めていくので、今回提言のあった 4 資産については推薦から一旦除外することを理解してほしいという説明でございました。

2 市 1 町がこれを了承した経緯がございました。

そうした経緯がございまして平成 22 年に再び推薦書を提出、翌平成 23 年 6 月に中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の 5 資産が「平泉―仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群―」として、世界遺産登録することが決議されたところでございます。

一方で推薦から漏れました骨寺村荘園遺跡、長者ヶ原廃寺跡、白鳥館遺跡、達谷窟と登録から漏れました柳之御所遺跡の 5 資産につきましては、平成 24 年度に世界遺産暫定リストに登録され、調査研究を進めながら、世界遺産拡張登録を目指すことになりました。

そういった経緯がございまして集中的な調査研究を平成 25 年から平成 29 年まで 5 年計画で実施いたしました。5 資産全てを推薦するには至らず、拡張登録推薦書素案の提出を見送りました。

そしてこの取組を延長し、平成 30 年から本年、令和 4 年度までの 5 年計画で、再度調査研究を進めてきたところでございます。

続いて右側の 2、令和 4 年度取組（予定）を御覧ください。

今年度の取組と見通しでございます。

上から 3 つ目の四角ですけれども、8 月に開催された第 19 回平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会において示された、推薦対象資産に関する最終的な意見を踏まえまして、4 つ目の四角ですが、今後、県市町代表者会議、こちら岩手県知事と、一関市長、奥州市長、平泉町長ということになります。こちらにおいて推薦対象資産が最終決定されることとなります。

ただ、現在この代表者会議に向けて、原案を県などと調整している段階でございます。

そして 5 つ目の内容でございますが、代表者会議の結果、①の場合、推薦書素案に骨寺村荘園遺跡が入った場合はこの取組は継続となります。

そして、②推薦書素案に骨寺村荘園遺跡が入らなかった場合、この取組は一区切りということになります。

右側一番下の参考のほうを御覧ください。

世界文化遺産の国内の暫定リストでございます。

状況は御覧のとおりでございますけれども、彦根城と飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群は、上に世界遺産拡張登録までの流れというチャートがありますが、こちらの③推薦書素案を作成して、文化庁へ提出の状態でございます。

佐渡島の金山につきましては一旦⑤ユネスコ世界遺産センターへ推薦書提出までいったのですが、報道にありますとおり推薦書の不備が指摘されましたため、現在④の状況だということでございます。

仮に推薦書素案に入った場合、③に進むこととなります。

ただ、その場合でも御覧のとおり、世界遺産拡張登録が決定されるまでには、クリアしなくてはならない多くのステップがございます。

なお、本年 4 月ですけれども、地元本寺地区地域づくり推進協議会から、骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録への取組の強化を求める決議が岩手県知事や一関市長宛てに提出されました。

この決議書には、世界遺産登録を信じ、国、県の要請に従って、日常生活の利便性や農業生産の効率性などを犠牲にしてまで、遺跡の保存や景観保全に協力し、平成 17 年から土水路整備や田植え、稲刈りなどの農業体験、中尊寺米納めなどの様々な活動を継続して行ってきた地域住民の思いが込められたものでございました。

続いて今説明した資料の 2 ページ目を御覧ください。

こちら、第 19 回拡張登録検討委員会の状況をまとめたものでございます。

「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会は、平泉の文化遺産の世界遺産拡張登録推薦書を作成する上で、必要な事項について学術的、専門的な立場から検討を加えるために、岩手県が設置した委員会でございます。

メンバーは現在6人で、それぞれ専門分野が異なる大学教授などがございます。

これまで拡張登録の推薦対象資産につきましては、左上にありますとおり、大まかに3つの案によって検討されてきました。

1つ目は、A案、これは柳之御所遺跡、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、達谷窟、拡張登録を目指す5資産全てを推薦する案でございます。

2つ目は、B1案、柳之御所遺跡と骨寺村荘園遺跡の2資産を推薦する案でございます。

そして3つ目は、B2案、こちらは柳之御所遺跡のみを推薦する案でございます。

最近の委員会では、柳之御所遺跡のみを構成資産とするB2案と、柳之御所遺跡と骨寺村荘園遺跡を構成資産とするB1案の2案に絞られ検討が重ねられております。

次に下の表を御覧ください。

こちらが第19回「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会資料から、骨寺村荘園遺跡に関する部分、B1案部分を抜粋したものでございます。

主題につきましては、仏国土（浄土）を表す建築及び庭園及びそれらの考古学的遺跡に、考古学的遺跡である（居館）、これはつまり柳之御所遺跡でございますが、及び自然景観をもとに形成された仏国土（浄土）を表す村落、こちらはつまり骨寺村荘園遺跡でございます。

これを追加するものでございます。

浄土とは仏教において一切の煩惱や汚れのない仏や菩薩が住む清浄な国土のことで、一般的には阿弥陀如来がいる西方の極楽浄土を指すものでございます。

具体的な理論構成につきましては、平泉中心域に奥州藤原氏により形づくられた浄土思想に基づく解釈（造形）を、村落まで拡張することであります。

つまり骨寺村の自然景観は浄土思想に基づく、浄土空間に見立てた空間であり、その空間は現在でも残されている。

そしてその浄土空間と見立てられた村落は、奥州藤原氏が平泉の中心部以外の範囲や身分にかかわらず、平等に浄土思想を広げようとしたことを裏づけるものである。

こういった主張をしたところでございました。

こちらの長所、こちらにつきましては平泉の価値の拡大が可能と。

それは地理的な意味での拡大、それから浄土思想の村落住民への拡大という2つの意味での拡大ということになります。

そして課題についてです。

課題については、推薦書作成上のものとしましては、OUVの書換えが必要であります。

このOUVとはアウトスタンディング、ユニバーサル、バリューのことだそうございまして、顕著な普遍的価値と訳されます。

これは平泉の文化遺産のOUVが、仏国土（浄土）を表す建築、庭園及び関連の考古学的遺跡群ということであることから、浄土と見立てた自然景観を価値とする骨寺村荘園遺跡を世界遺産平泉にどのように位置づけていくかというようなものでございます。

次に、内容上の課題でございますが、こちら新規の物証、発掘調査による遺構や遺跡などの確認が少ない、これが一番のやはりネックになっているところでございます。

ただ、村落調査研究の文献研究のほうは進んでおりまして、理論構成が文献資料の研究による論証が中心になってしまうということでございます。

そして、既登録資産との関連性を示す際に、奥州藤原氏との関与としての説明が難しいという点がございます。

こちら天台僧である自在房蓮光というお坊さんが、紺紙金銀字交書一切経、こちら奥州藤原氏初代の藤原清衡が、生きとし生けるものの極楽往生を願いまして、彼自ら発願してこの自在房蓮光が作成した御経でございます一切経でございます紺に染め上げた紙に金字と銀字、これを一行ずつ交互に書いたという大変お金と手間がかかった御経でございます。

これが5,300巻作成したそうですけれども、こちらを作成した功績によりまして、藤原清衡から、この御経を納める中尊寺経蔵の初代別当に任命されております。

これに対して、蓮光は自分の私領でありました骨寺村を経蔵に寄進したことから、中尊寺経蔵別当領骨寺村は始まりました。

そうしたことから藤原氏との関与がどうしても藤原氏が創造したというよりはちょっと間接的な関与であるということが指摘されてございます。

以上の主張に対しまして拡張検討委員の意見は、左下から右側にかけての表ということになります。

各委員の意見は御覧のとおりでございますけれども、まず、D委員ですけれども、こちらは骨寺村を世界遺産にすることは、奥州藤原氏の浄土認識を正確に理解でき、平泉の価値に幅を持たせることができると考える。

陸奥国骨寺村絵図に書かれるものが現在もその場所にあるということは大変重要であるということでB1案を支持する意見を頂いております。

そして、A委員からは、庶民が骨寺村を浄土空間としてどう理解していたかを証明することが難しいので、為政者が庶民の空間に浄土思想をどう反映したかを証明する方向で検討してみてもどうか。

B委員からは、浄土の見立ての理論をもっと突き詰めてはどうか。

C委員からは浄土空間の見立てについて、ほかの事例と比較検討が必要なのではないかというような課題が示されております。

本年度中に推薦するというのであれば、どちらかといえば、B2案というスタンスと捉えております。

E委員からは、骨寺村は平泉中心部から物理的に離れており、今の推薦書に含めるには説明が大変だ。

そして委員長からは物証が得られておらず、文献的解釈に頼らざるを得ないのが、骨寺村の致命的な弱点であるというような意見が示されております。

こちらの2委員につきましては、B2案を強く支持するものでございました。

ただ、どちらかというところと厳しい意見が多かったのですが、こちらの意見につきましても骨寺村荘園遺跡の価値や学術研究の積み重ねを否定するものではなく、高く評価しておりました。

ただ、世界遺産登録という見地からはまだ課題があり、時間がかかるのではないかとというような指摘でございました。

そして最後に、右側の一番下、委員長のまとめでございますが、こうまとめられました。

B 2 案（柳之御所遺跡）については、具体的に推薦書案を作成しながら課題解決することが可能である。

B 1 案（柳之御所遺跡、骨寺村荘園遺跡）については、骨寺村の研究は進展しているけれども、庶民の浄土空間としての証明や具体的な資産範囲等の課題が多い。

骨寺村を含める場合には、O U V 作成の前提となる部分の変更についての課題が指摘されている。

推薦書作成に際しては、浄土空間としての捉え方も課題である。

そして、A 案は全部を推薦しようとするものでございますけれども、こちらについては、特に議論がなかった。

課題解決には長時間、時間がかかるだろうということでございます。

現時点では、B 2 案が最も進展しており、B 1 案は推薦書作成の前提となる部分に課題があり、時間がかかるというものでございました。

こうした検討委員の方々の意見に対しまして、市といたしましては、これらの意見を尊重しつつ、骨寺村荘園遺跡が拡張登録を目指すことになったこれまでの経緯、それから地元本寺住民の方々の思いを重く受け止め、今後対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長：それでは、これより質疑、意見交換を行います。

菅原委員。

菅原委員：菅原でございます。

私もつい最近、柳之御所の資料館と、それからは若神子亭で動画を拝見させていただき、骨寺村荘園遺跡もガイドの方々に連れて行っていただいたのです。

一番すごいと思ったのは、地域の方々が世界遺産登録にするのだという、その情熱に私はすごく打たれて、応えていかないと、こんなに努力されているのだということに私は打たれてきました。

それから、博物館の学芸員がすごく情熱があって、一生懸命取り組まれているということもものすごく伝わってきて、この学芸員が一生懸命研究してくださっているのだというも伝わってきました。

柳之御所遺跡はあのように資料館が本当に立派に整っていて、どのような方にも立派に自慢できて、岩手県の施設ですが見せられる資料館になっていって、今回の B 2 案、柳之御所遺跡だけということもあるという話ですが、それはそれで進めていただいているのではないかと思うのですが、地域の方々の御努力がずっと続いていく限りは、諦めないで、骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録のほうも頑張って、一関市も後押しして頑張っていたいただきたいと思っております。

以上です。

委員長：那須委員。

那須委員：いろいろと評価ということで基準があつてそれぞれの部署で評価しているというようなお話だったのですが、先ほど菅原委員からもあつた中身で、まずは地元の取組ですが、この本寺地区地域づくり推進協議会の取組は世界遺産登録に向けての取組の中では非常に評価をされていると思うのですけれども、この世界遺産拡張登録検討委員会の場でこの地元の取組というのが評価されているのかどうか。

地元の評価というのはこの委員会の中でするものか、それともどういう組織で評価をやるのか一つ確認させていただきたいと思います。

世界遺産拡張登録検討委員会の委員長のまとめでちょっと気になるのが、⑥の今回の意見はというところの部分ですけれども、拡張登録の可能に向けた評価であり、ということでの評価だったというのは分かりましたが、それでは各資産の文化財とその価値を評価する、また同じような部署というのはどこでやるのか。

同じく世界遺産拡張登録検討委員会のほうでやるのかどうか、この評価の仕方がどこでどのようにされて、実際の登録に向けた取組につながっていくのかというところを質問させていただきます。

委員長：骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長：まず地元の活動に対する評価ということでございますが、この世界遺産に関する拡張検討委員会などの委員会で地元の活動が評価、付度されるということはございません。

こちらはあくまでも学術的なそういった文献調査であるとか、考古学的な調査であるとか、そういったものに裏づけられた世界遺産としての登録の可能性を審議する団体でございまして、そういったことは残念ながら検討されるということはございません。

それから、文化財の評価ということでございましたが、これは世界遺産に関してということでしょうか。

今、申し上げたとおりこちらのほうで世界遺産に関してそういった文化財的な評価ももちろん前提事項としてなされるわけですが、やはり世界遺産拡張検討委員会につきましてはそういったものを踏まえた上で、世界遺産登録の可能性とか世界遺産登録するにはどうしたらいいのだろうかというようなことをいろいろ検討、アドバイスするような委員会でございまして、なかなかここに書いてあるとおり文化財的な価値が高いから、では世界遺産、これで大丈夫ですといかないというところが、なかなか一筋縄でいかない部分だと考えておりました。

委員長：那須委員。

那須委員：地元の取組というのは非常に頑張っていると聞いておりました。

それこそ地元の取組が世界遺産登録につながるというような、そういった方向まで行くのであれば地元も頑張りがいがあるとは思っておるのですが、今いただいたお話のよ

うに地元が一生懸命頑張って、景観を壊さないような取組をしているわけです。

そういった取組が直接評価にならないというのがちょっと残念だとは思いますが、ということの中で、具体的にこの委員会の取組というのは登録に向けてどうしたらいいかというようなことも今お話を聞きましたが、それこそやはり地元の取組がどうのこうのというようなそういったところの話ではなくて、あくまでも登録に向けた取組としてどのようにしたら登録になるかという形だということの理解でよろしいですか。

委員長：骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長：基本的には那須委員がおっしゃるとおりでございます。

何といえますか、世界遺産登録に必要な完全性とか真実性とかいう考え方があるようでございます。

その完全性の中で、世界遺産の価値を構成する必要な要素が全て含まれており長期的な保護のための制度などが確立されているということになっておりますけれども、やはりそういったものについては、ちょっとこれは私見も入りますが、そういった地元の方々の取組がやはり前提として必要になってくるのではないかと考えております。

委員長：小菅教育長。

教育長：今のお話で例えば地元の取組が、中世から残る景観を保全するという部分になるとこれは世界遺産の条件としてはあるわけです。

つまり全く壊されてしまって昔の状態がなければ、当然評価はされませんから、そういう点で保全は絶対必要なのです。

保全のためには地元の取組は必ず必要なので、そういう部分には影響すると思います。

世界遺産にしようという機運がなければ、当然地元の自治体も立ちませんし、それは根本的な部分で影響すると思います。

ただし、世界遺産になるかどうかという部分、根幹の基準というのはあくまでOUV、普遍的に価値があるのかということを経史的な価値も含めて、それを世界遺産委員会ユネスコのほうで認定するかどうかという部分がありますから、間接的にそれを盛り上げたりするという部分では地元の取組は不可欠であります。判断される基準とすればそちらが中心になって、そちらというのは歴史的価値とか、そういったことが基準になって普遍的価値が基準になって判断されるという仕組みでございます。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：那須委員の質問に対しての答弁を聞いていて、そういうことかなというように私も理解をしているのですが、平成15年10月に第2回世界文化遺産登録推薦推進協議会、平泉の文化遺産の推薦資産に骨寺村荘園遺跡が追加されると赤い文字で書かれた一文があります。

この骨寺村荘園遺跡が追加される、これはどのように理解したらいいのですか。

今、教育長の話では、やはり中世の状況をコンクリート水路にしないで、土側溝のまままで現在も皆さんの努力で、水路の泥上げをやっているということを地元の人たちが一生懸命やってきているにもかかわらず、その普遍的価値というOUV、それを評価する世界遺産の判定にうまくマッチしないというか、評価されないことにつながるのかどうか、その辺をもう少し具体の話をしていただけませんか。

委員長：小菅教育長。

教育長：B1案の説明が書いてあるほうの主題というところを見ていただきたいのですが、これは現在既に世界遺産に登録になっている5つの構成資産、中尊寺、毛越寺など、それらを含めて世界遺産として認められた内容に則して書いているので、拡張登録はあくまでそれに沿って増やしますということですから、それに基づいて書かなくてはいけないのですが、一つはこの中の建築及び庭園及びそれらの考古学的遺跡ということもありますけれども、建築とか庭園みたいに、例えば中尊寺の金色堂とか、毛越寺のようにそういういわゆる庭園とか建築物のイメージが非常に強いのです。

それに対して骨寺村荘園遺跡はそういう実際残っているもの、遺跡として、跡と言われている、絵図にあるものはありますけれども、はっきりそういう認識をするのはなかなか難しい。

ここが議論、専門家、検討委員に認めていただけないところの一つ。

それからもう一つは、距離的に平泉と村落の距離感が非常にあると。

だからその距離感の中で、世界に出したときに一体的なものとして本当に認められるのか、そこがまた一つの課題として挙げられています。

それから、絵図自体は13世紀、14世紀なのですが、平泉の世界遺産は12世紀の話なのです。

要するに約100年か200年前の話で、絵図は本当にその時代のことを反映しているのかと。

学者、歴史学者の中ではそれは間違いないだろうということになっている、私どももそのように考えていますが、その証拠があるのかと言われると、なかなか証拠と言っても12世紀のものだという証拠が出せない部分がある。

だからそういう部分で弱いのではないかと。

世界に出したときに、それを海外の専門家が認めるのか、そこは弱いのではないかとという指摘を受けているのです。

もう一つ加えれば、骨寺村は村落自体が宗教の影響を非常に強く受けていた場所だと。

そういうように当時村落に住んでいた方々、庶民がそれを本当に意識して浄土のためにいろいろやったのかという証拠、そういう意識がどこで証明できるのか、そういう指摘もされるわけです。

そういう指摘に対しては、こちらも一つ一つ答えているつもりなのです。

骨寺村は割と歴史学者からは評価は高いのです。

だけれども、この検討委員はやはり様々な分野の専門家ですから、庭園の専門家もいれば世界遺産自体の専門家もいれば、建築の専門家もいたり、考古学の専門家もいたり、

それぞれやはり違う分野の方々なので、そういう歴史的な価値を皆さんが認めるかという
と必ずしもそうではない部分があつて、そこが非常に歯がゆくて、辛い部分です。

そんなことがあつてなかなか検討委員からは、骨寺村荘園遺跡も入れたほうがいいと
いうのが、主な意見にはなかなか得なかったということです。

ですが、評価する方もいます。

具体的に評価する方は6人のうち1人ですけれども、具体的に評価する方もいます。
なかなか体制がそうならない部分が非常につらいところという状況です。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：全体で6人の先生がいて、1人だけ骨寺村荘園遺跡を評価されているという話
を承ったのですが、私は逆に地元の本寺地区の皆さんがあれほど努力してきたのに、全
然、自分たちのやってきたのをなぜ評価されないのかという、何て言ったらいいか、が
っかりして何も手につかなくなるような状況になりやしないかと思ったところです。

それであれば、土水路なんかやめて基盤整備しようというようになりかねない状況に
地元の人たちが追い込まれていくのではないか、あそこの地区の若い人たちは、一関の
ほうに出てきて、家を造ったり何かして、地元に残っているのは高齢者の皆さんが多く
なってきたのです。

そうした状況を考えた場合に、やはり世界遺産登録にならなかった、拡張登録になら
なかったということになると、地元の皆さんの腹の虫と言ったらいいのか、どういう表
現が適当なのか分かりませんが、その辺のところを行政もおもんぱかって、今後
の対応について、今は五十嵐さんが会長をしているのですけれども、彼を中心とした推
進協議会の人たちとの話合いとか、やはり一人一人に理解をいただけるような話をして
いかないことには、地元の皆さん本当に、私は今後どうしていったらいいのかという、
そういう思いだけが募ってくるのではないかというように思うのですけれども、どうで
しょうか、教育長。

委員長：小菅教育長。

教育長：同じ思いは、地元からも何度もされておりますし、この間の地元の推進協議会の総会
でも決議意見が出るたびに、そういった思いも私も聞きました。

経緯を考えればそのとおりだと思います。

ただこの世界遺産の仕組みが、基本的には8月にあった検討委員会、今回6名ですけ
れども、6名の検討委員会で賛同を得た上で出すことが前提になっていると思いますの
で、そういう仕組みを通らない以上は、なかなかごり押ししようとしても、これは非常
に難しいという現実もあります。

だからまずは岩手県がB1案で、柳之御所遺跡と骨寺村荘園遺跡の案でいきましょう
という意向になってもらわないと先に進まない。

さらに実は細かい推薦書を書くときにまた検討委員会から意見を頂かなくてはいい
ない。

今回構成資産についての意見は最終の扱いです。

さらに今度どれで出しますというときにまたその意見を頂かなくてはいけないのです。

その部分を経ないとなかなか次に進めないという仕組みの部分でありますから、私どもも地元と同じように骨寺村荘園遺跡をぜひ入れたい、気持ちは全く変わりませんから、同じ思いでいますので、ただそういうルートをきちっと踏まないといけないという現実もあるわけですから、現在そのところで何とかできないかということで、岩手県と調整を重ねているところであります。

あともう一つは、骨寺村荘園遺跡と言っていますがこれは既に国指定の史跡なのです。

国が認めた史跡でありますから、世界遺産かどうかは別にして国が認めている史跡としても指定されているものです。

それからもう一つは文化的景観というのも国が指定しているものです。

同じ場所に2つのそういう国が指定して、認めているものは一関市の中にはほかにはありませんので、ですからそういう部分では国は一定程度認めているものです。

例えば世界遺産、仮にですが、世界遺産にならなかったからといって、その史跡自体がなくなるわけではありませんから、これは世界遺産になるかならないかは別にして、その史跡、文化的景観をやはり市としても、市民としても大事にしていこうという気持ちで地元を支えることにきつとなるのではないかと思います。

若神子亭も既にあり、指定管理になっていて、年額結構な額が入っているはずですから、あれでもって骨寺村荘園遺跡の価値を伝え、そして地元の雇用も含めて活性化に役立っているということ、やはり今後市民も市もバックアップしてやることの大切さは今後も変わらないのではないのでしょうか。

そういう考えを持っているところです。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：大体の流れはよく理解できました。

岩手県の考えを私も聞きたいと思っているのですけれども、国と同じような考えでいるのでしょうか。

一関市の骨寺村荘園遺跡に対する熱い思いを岩手県のほうでも共有できるのでしょうか、できないのでしょうか。

その辺をちょっと知りたいです。

委員長：小菅教育長。

教育長：岩手県のほうも当然、県と2市1町で一緒に進めてきた取組ですからこれは骨寺村荘園遺跡だけではない平泉町も奥州市も含めての取組としてスタートしたわけですから、できるだけそれを多く入れたいという気持ちは持っていたと思います。

ただ岩手県として、恐らくですが、その検討委員会の中でやはり非常に評価が難しい、あるいは国際的な海外の専門家を呼んで話を聞いたときもあります。

こういう中でなかなか難しい、時間が非常にかかるという中で、やはりそのまま出す

わけにはいかないのではないかという意向を岩手県はわりと強く持ってきているのではないかと思います。

これは表向きはオープンな会議にはなっていませんが、水面下ではこの間、随分岩手県とやり取りしています。

非常に意見の食い違いもあつたり、共有するところもありますけれども、そういう部分も経ながら、今進めているところでもありますので、スタンスとすれば我々の強い強い思いを岩手県も同じものを持っているかということ、岩手県は岩手県で考えるところがあるのではないかと思います。

どちらかということ、柳之御所遺跡を、つまりB2案一本でいきたいという意向は、様々な会議の場で感じる場所でもあります。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：非常に残念です。
終わります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：資料の2ページ目の一番最後に、今後の予定ということで書かれていまして、県市町代表者会議において推薦資産を決定し、推薦書素案を作成して文化庁へ提出すると一行あります。

これは具体的にどういうスケジュールで、何月ととか、何年何月にこうだとかといった、どういうスケジュールになっているのでしょうか。

委員長：骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長：こちらは19回目の拡張検討委員会の専門家の最終意見が出た後に、先ほどお話ししたとおり、岩手県知事と一関市長、奥州市長、平泉町長との間で開催され、決定されますけれども、スケジュール的なものにつきましては、まだB1案でいくか、B2案でいくか、なかなかその原案を調整している段階でございまして、今のところ、この時期に行いましょうというような具体的な時期についてはまだ決めかねているところでございます。

調整できていないところでございました。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうは言っても、年度内ととか、令和5年度中ととか、令和7年度までととか何かそういう大まかな日程、スケジュールというのはないのでしょうか。

委員長：骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長：それは、もちろん今年度中には決められるものなのかなということで考えております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：推薦書素案が決定されるのは年度末ということで、今スタンス的には見守るしかないのかなと思っております。

ただそういう中であって、先ほど来のお話もあるようにその地域がプライドを持ち続けて、活動を展開していくというような部分が大切なのかなと思っております。

そうなってくると、例えば平泉町と一緒にあった観光振興なり、歴史的価値の関連性の共有をもって、一緒に盛り上げていくというか、そういうのを今までもやってきたところはあると思うのですけれども、より一層そういう部分で世界遺産登録になっている平泉町との関連性を重要視しながら、本寺についても平泉側にも積極的にPRしてもらうとかというようなことも必要なのかなと思っております。

それで、どうしてもB1案のほうが有力視されるという中であって、年度末ということになってくると、そうになってしまうということになると今私が言ったような取組という部分を予算措置しておかないと、予算措置になる部分とならない部分もあるかと思うのですけれども、一定の観光振興なり、平泉との関連性を強調した中で、骨寺村荘園遺跡をPRしていくというような部分については、新年度予算の編成時期でもありますし、ただそれに手をかけると何だか最初から諦めるのかというようなイメージにも取られかねないところはあると思うのですけれども、一つの選択肢としてそのような検討というか予算措置の検討もしておかないと、仮にB1案で行ったのだけれども、決まってしまったと。

来年の対応について、特段何も予算措置もしていないというような状況はちょっと避けたいと思っているところがありますので、ぜひそのような形での取組というのも現実的な対応でやっていく必要があるのではないかと感じられますが、いかがでしょうか。

委員長：骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長：平泉町と連携しての観光振興の部分につきましては、これまでも様々な形で進めているところでございました。

さらに岩手県は、今、平泉、橋野鉄鉦山、それから御所野遺跡ということで、3つの世界遺産を抱える県でございます。

これは国内で最多だそうでございます。

そういったこともございまして、3つの世界遺産推進会議というようなものをつくりまして、こちら文化財担当と観光担当が一緒になりまして、文化観光を進めていこうというようなものでございまして、これが今年度立ち上がりまして、今、様々な取組を進めようとしているところでございます。

さらに文化観光推進法の関係でさらに様々な取組を今、岩手県と2市1町で考え、取

り組んでいるところでございまして、こういった県と2市1町とのいろいろな取組の中でそういった平泉との関わりの部分での文化観光を進めていきたいと考えているところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：特に予算編成時期にもなりますので、その辺、予算措置という具体のところまではまだ至っていないという部分で、従来やってきたような形での展開ということもあるかとは思いますが、ならなかった、ちょっと一旦区切られたというような、マイナス要因になった場合に、やはりそれを少し元気づける意味でも、何かそういうような事業化というのにも必要なのではないかというようなことをちょっと感じたので申し上げました。

また、世界遺産になったから、ならなかったからというような部分については、なるにこしたことはないのしょうけれども、先ほど言ったみたいに史跡であったり文化的景観という価値については、十分認識されているというような部分があると思いますので、その辺を地元との間で、なかなか難しいところではあると思うのですが、プライドを持って事業活動していくというような部分も含めて、フォローするというようなことも含めて、先ほどの事業化という部分についても、御検討いただければなと思っています。

委員長：小菅教育長。

教育長：今のことに関して、一関市、平泉町、奥州市も連携を非常に取り合ってこの取組についてもやっておりました。

調査研究についても、この間もずっと連携を取ってやってきておりましたし、世界遺産の、例えば骨寺村荘園遺跡の世界遺産に向けた取組についても十分理解していただけるように、平泉町にも説明してやってきたつもりでありますので、そういった部分を、その調査研究について次年度以降も、結果はどうなるか**分かりませんが**、継続するという気持ちは変わりがないところであります。

それからあとは、例えば今、文化的景観ということで本寺地区がなっているわけですが、文化的景観の全国の協議会というのが、60ぐらいの市町村での協議会がありまして、全国に文化的景観というのが60ぐらいあるのですが、その協議会をつくっていただきまして、現在、一関市長が協議会の会長となっております。

この2年間、来年の10月ぐらいまでは一関市長が会長職でありますので、今年度、約半月後に東京都葛飾区で文化的景観の大会が行われます。

次年度に向けても、その中で一関市長が中心になって進めることとなりますから、そういう意味でやはりぜひ盛り上げていきたいと思っているところであります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：確認ですが、B2案で通ってしまっていて、もし最初の資料の、令和4年度を取組予定というところの推薦書素案の提出の②なのですが、構成資産として入らなかった場合には、拡張登録の取組は一区切りとする。

骨寺村荘園遺跡の価値は変わらず調査研究は継続するという事になっておりますが、これは最初のほうの令和元年度のほうにもあるのですが、今回の5か年の取組期間について延長を行わないことなどを申し入れるということになっているということは、一旦、柳の御所遺跡を含めた世界遺産拡張登録になりました。

そのあとは、世界遺産拡張登録は今回で終わりだ、この拡張登録にさらにA案のほかの遺跡を含めてまた再申請をするということはない、拡張登録をするということはないということで理解してよろしいでしょうか。

委員長：小菅教育長。

教育長：今まで取り組んできたのはここ5年、そしてさらに5年間追加で合計10年間取り組んできたのは岩手県と2市1町、合計5つの構成資産を基にする枠組みで取り組んできたということです。

10年目になりますから、この枠組みでの調査研究の取組は一旦終了です。

ただその後、例えば継続してやるかどうか、そういった部分については、今後の、仮にどのような結論になるかまだ分かりませんから、今の段階で言えることはないのですが、新たにその中で決定していく、協議していくことになると思います。

ただ、少なくとも調査研究については、継続してやっていく必要があるという考え方であります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：お疲れさまです。

いろいろお話を聞きました。

私も思うのですけれども、その地域との関わり方だと思うのです。

これからも、世界遺産になる、ならないにしても、そこはこれから継続していくことだと思うのですが、今この拡張登録の取組はされている中で、この文化的景観に指定されていると、その景観保全がまず大事なので、地域の人たちが何か事業というか、例えば、地形を変えたいと言ったとき、なかなかできない状況なのですけれども、上から見ると、慈恵塚に行くルート、民有地をたどって行くルート、中には道路に車をとめていくということが見られるのですが、駐車場である若神子亭から遠い部分もあるので、このルートを通して山に登ってから、本寺を見るとすごく地形が分かるという、条件のよいところなのですけれども、なかなかルートが造りきれない。

文化的景観の関係かどうか分からないのですけれども、その辺の兼ね合い、やはり議論されていると思うのですけれども、観光というか、本寺に来た方々に骨寺村荘園遺跡の状況を、若神子亭ではドローンで撮った映像を映して見せているのだけれども、そうではなく自分でそれを見て、目で感じる、見て感じる、直接、視覚で感じるものとして

やはりあそこを整備していく必要があると思います。

いろいろ研究発表がなされています。

すごくいい発表なのですけれども、意外とこれは全体に行き渡っていないというか、若神子亭などでもやっているのだけれども、それが市民に伝わっていない、今、世界遺産の登録に向けてこうなのだというもの、調査研究はこうなのだという発表がされているのですけれども、私たちには案内が直接来るのですけれども、一般の方々には骨寺村荘園遺跡というものが知れ渡っていない。

全体に知れ渡る必要はないと思うのですけれども、皆さんで骨寺村荘園遺跡をつくっていくというそういう状況にないので、すごくさみしく感じているのです。

世界遺産登録になる、ならないは別にしても、浄土の思想はなかなか難しいと思うのですけれども、いずれにしても地域の人たちは一生懸命頑張っている。

これと併せて市民も一緒に骨寺村荘園遺跡を大事にしていくという取組もこれからは必要だと感じているのですけれども、その辺のお考えはどうなっているのか。

委員長：骨寺荘園室長。

骨寺荘園室長：まず、**慈恵塚**についてですけれども、やはりルートが民有地ということもございまして、なかなかその地権者との兼ね合いもございまして、まだ整備しきれていない部分がございます。

今後の検討課題と捉えているところです。

それから骨寺の調査研究を市民に知ってもらう取組ということにつきましては博物館のほうで、骨寺大学ということで、博物館で主にそういった研究を担っていただいておりますので、市民講座ということで毎年6回ずつですが開催しております、市民に向けてこういった最先端の調査研究の成果を分かりやすい形でお示しさせていただいているところです。

それからあとは発掘調査の成果報告会であるとか、あとはそういった世界遺産の兼ね合いの報告会であるとか、そういったものにつきましても市民対象に開催させていただいているところではございます。

今後、世界遺産がどうなるか分かりませんが、今以上に先ほど教育長からお話がありました、その世界遺産を目指す過程の中で国の史跡となりました。

それから重要文化的景観となりました。

これだけでもすごいことだと思います。

すばらしい場所だと思いますので、そういったところをさらに発信していきたいと考えております。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：ありがとうございます。

それでこの間、骨寺村荘園遺跡の世界遺産に向けての取組の中で、いろいろ経費をかけてきている中で、それはそれでこれからも継続していくということで経費も必要だろ

うと思います。

例えば、世界遺産に登録にならなかったにしても調査を続けていくと、維持しながら進めていくのだと思うのだけれども、併せて市民協働というか、やはり保全に向けて、地域だけではちょっと高齢化が進んでいるので、その辺、業者、企業にもお願いをしながらやっているのですけれども、やはり市民協働の立場から、やはりこの経費というか、その辺の予算立ての部分で、これからは維持しながら日々やっていく必要があるのだと思うのですけれども、その辺がなかなか難しい。

だんだん予算に向けて話が行くのですけれども、今まで結構な経費を使ってきましたが、世界遺産にならなかったときに反動が出ると思うので、そこはやはり市民協働、景観保全が必要であると考えますが、その辺、どのようにお考えになっているのか。

委員長：小菅教育長。

教育長：もちろん、骨寺村荘園遺跡が推薦書に盛り込まれれば、これまで以上に予算はかかる可能性はあります。

それから仮にそうならなかった場合については、岩手県と2市1町の枠組みでの負担金は当然なくなりますから、新たな取組があれば別ですけれども、そういう部分は減じられる可能性はあるだろうと思います。

ただ、調査研究に関わる部分はやはり確保してまいりたい。

ですから、総額的には若干減ることはあっても、ぜひ継続してまいりたい。

それが継続できるかどうかは、結局、委員御指摘のように、市民がどれだけバックアップできるか、理解してバックアップできるかにかかってくると思うので、その部分についても今後、力を入れてやっていく必要があるのではないかと考えているところです。

委員長：門馬委員。

門馬委員：私のほうも要望ですが、千葉信吉委員と同じように世界遺産にならなくても、国の指定史跡、それから景観的な遺跡ということで、私も道路の側溝あげをしたことはありますけれども、大雨が降ると川沿いの側溝などは埋まってしまうのです。

それで、そういうのを個人的にやるということも不可能だと思いますので、やはり効率的なそういうような農業、それから近代化の制限を受けながらやってきているものですから、そこら辺についてはやはり御理解いただきながら、今後の支援等についても考えていただければと思います。

要望です。

委員長：休憩します。

(休憩 14:36~14:56)

委員長：再開いたします。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑、意見交換を終わります。

以上で、骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録についての調査を終わります。
当局の皆さんには、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。
暫時休憩いたします。

(休憩 14:56~14:57)

委員長 : 再開します。

次に、次回の委員会ですが、お手元に配付のとおり10月21日、金曜日、午後1時30分から委員会を開催することとし、当局から市民環境部長、保健福祉部長、大東支所長の出席を求めることといたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、市民環境部長、保健福祉部長、大東支所長の出席を定めることといたします。

以上で、予定した案件の協議は終了いたしますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

猪股委員。

猪股委員 : 確認の意味ですが、次回の大東地域出張所の見直し方針(案)について、教育民生常任委員会の所管の部分というのは、住民票とかそういうようなところで、出張所そのものの、全部が教育民生常任委員会の所管なのですか。

委員長 : 休憩します。

(休憩 14:59~15:03)

委員長 : 再開いたします。

ただいま、猪股委員から御質問を頂戴しました件ですが、教育民生常任委員会は市民環境部も所管であります。

そういうことで、次回の所管事務調査を行うところでございます。

よろしいでしょうか、猪股委員。

猪股委員：はい。

委員長：那須委員。

那須委員：先ほどの骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録の話ですけれども、今後予定されている県市町代表会議において、推薦資産を決定して推薦書の草案を作成して文化庁に提出するということでしたが、内容を事前に聞くか、または終わった後でもいいですから、教育民生常任委員会で話を聞く機会を設けたほうがいいのではないかという提案でございます。

委員長：今、那須委員から提案のあった件については、承りました。
そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

（午後3時4分 終了）